



日本科学者会議 (JSA) 滋賀支部  
**NEWS LETTER**

2022年1月8日発行 第75号  
事務局長 小島 彬  
TEL/FAX : 077-589-3724  
Email : akrkojima@ybb.ne.jp

## 【年頭にあたって】

### 事務局長 小島 彬

昨年末は彦根や米原で記録的な積雪になりました。そこにお住まいや勤務されている会員はご苦労されたことと思います。ところで今私たちは新型コロナ禍で自由な行動の制限が常態化していますが、知恵と工夫で JSA の活動を模索することが求められます。

上述の如く自然災害が激甚化し、危険性を身近に実感する恐ろしい気候変動への各国の対処が必須の課題となっています。昨年のグラスゴーでの COP26 (国連気候変動枠組み条約第 26 回締約国会議) では、人類が生き延びるために産業革命前に比べて 1.5 度の温度目標を確定し決意をもって追及する「気候合意」をしました。これに答えてドイツのシュルツ新首相は化石燃料から再生可能エネルギーへの切替えについて、過去 100 年で最大規模の経済と産業の転換であると説明し、目標への国民の支持を促しました。しかし我が国では岸田首相は「気候合意」が自然エネルギー、再生可能エネルギーへの転換の絶好の機会であるとせず、科学的な知見を無視して石炭火力や原子力に固執する態度をとっており、その姿勢は厳しく問われなければなりません。この問題について県内でも滋賀大学の学生らが参加している FFF (Fridays for Future) Japan の 5 人がグラスゴーに出かけて関連する活動に参加するとともに、滋賀県でも 2020 年 9 月に彼らが県議会に気候非常事態宣言と着実な目標達成をめざす政策をすすめる請願書を提出し、全会一致で採択されたと報道されています。これこそ JSA が率先して取り組むべき課題であったとおもっています。今後は JSA として FFF の学生らとの意見交換や学内外での活動の支援や共同行動を検討して、県民や市民の世論の盛り上げを図る必要があるのではないのでしょうか。

また 3 月下旬にはウイーンで核兵器禁止条約第一回締約国会議が開催され、NATO 加盟国のドイツやノルウェーも参加する意向を示しており、唯一の戦争被爆国の日本も参加するよう要求していく必要があります。

ます。この核問題やミサイル攻撃に関係して首相は敵基地攻撃能力の保有を歴代首相で初めて言及しました。これは安倍首相時の集団的自衛権や安保法制とともに明らかに憲法に違反しており、改憲の旗振り役の維新の会らを利用した憲法改悪の企てを国民世論で阻止する必要があります。今「憲法違反を許さない全国署名」が展開されており、JSA 滋賀支部としても積極的に取り組みたいと思います。この危険な軍事対軍事の危険なエスカレーションに対する代案として、詳細は省きますが革新政党は ASEAN との協力を提唱し、東アジアの平和と発展を推進していくという注目に値する構想を提唱しています。

理由を示さない学術会議会員の任命拒否、「森友学園」問題で公文書の改ざんを強いられた自死した遺族の訴訟での「認諾」、第 2 次安倍内閣時の国土交通省の統計データ改ざんの浮上など学問研究の自由や民主主義に反する暴挙が続出しています。また、国立大学法人の運営交付金を減少させ、その分を学長・理事長に権限を集中させた大学間の競争により交付して「経営」にあたらせるなど、大学はあらゆる分野の学問の発展をと願う教職員との矛盾がますます激化しています。滋賀支部の大学分会でも教職員組合などとさらに連携して、様々な問題について声をあげ解決に向け努力することが求められています。

### 支部の講演学習会の取り組みについて

滋賀県では学校給食のパンを、発がん性のあるグリホサート含有していない県産小麦を使用するとの報道がありました。県の担当者に訊いたところ、22 年度から週 1 回あるいは月 1 回に実施する予定とのことでした。このことは一歩前進ではありますが、ご飯給食の米にはネオニコチノイドを散布しており、こちらも大いに問題があります (TBS の報道特集: インターネットで「TBS 農薬」と入力してください)。滋賀支部では引き続きコロナ禍で延期されたこの食品の農薬残留問題の講演学習会に向け取り組みます。

【書評】 植田一夫著（高文研、2021年出版）

『学校って僕らの力で変わるね』

“日本の教師の真骨頂—

植田一夫さんの教育実践に思う”

個人会員分会 吉田一郎

植田一夫さんが著した『学校ってボクらの力で変わるね』を読ませていただいた。

本書は、滋賀県下で小学校教師として生きてきた植田さんの教育実践の総括書です。どの実践場面も示唆に富んでいます。私なりに本書の持つ意義をまとめてみたいと思います。

### （1）新しい子どもの時代を拓く教育実践

まず注目したいのは、本書の副題が「子どもの権利が生きる学校づくり」となっているように、子どもが権利の主体だという問題意識が植田さんには一貫してあることです。

ご存じのように国連で「子どもの権利条約」が採択されたのは1989年のことでした。当時滋賀県民主教育研究所に集っていた私たちも「子どもの権利」が生きる学校を作ろうという提起をしました。

それから約30年経った今、新たな状況が生まれています。

一つは、近年のジェンダー平等の動きや安保法制反対をきっかけにした政治変革をめざす市民共同の運動、気候変動に対する青年たちの運動など、「権利」「民主主義」に深みと広がりをもたらす新たな動きが生まれています。30年前にはなかった新たな動きです。

二つには、新自由主義的な人間観、子ども観がこの30年間にまん延していることです。

子どもができないこと分からないこと、そして子どもの貧困さえ、子どもや親の「自己責任」とみる人間観がふりまかれ、差別と優生思想が深くまん延する状況が生まれました。国が新自由主義思想を率先した結果です。

この30年間の日本の教育には、この二つの動きが交錯し、相克しています。

植田さんは、この二つの交錯する子ども観、教育観をリアルに見据えながら、権利や民主主義の新たな発展への糸口を探り、それを実践化する挑戦に挑

み続けました。

小規模校の利点を生かした直接民主主義の取り組み、三者協議会から学校協議会への展開、子どもが作る学校行事、「島小子どもの権利憲章」づくり、それらの一つ一つが、民主主義の新たな可能性を開拓する実践です。

民主主義が植田さんの日常の実践に息づいていること、そしてそれが人間の尊厳を回復させるものであると感じたからこそ、子どもや親そして同僚教師など植田さんの実践にかかわった人たちは、民主主義そのものへの信頼も回復していったのでしょう。人は変わる、成長することを実感させられます。

人が権利の主体者になるにはどのような経験が必要か、植田さんの実践は説得力のある提起をしてくれます。

### （2）日本の教師の良心を引き継ぎ、発展させる教育実践

次に注目したいのは、植田さんの実践は、日本の教師が営々として築き上げてきた知恵の結晶の上に成り立っていることです。

子どものことは子どもに聞くという姿勢、あくまでも子どもが主人公だという姿勢、親や子どもが生活している生活現実をありのままに認識するという姿勢、子どもの表現を大事にする姿勢、民主主義を行動の力とするための具体的な行動計画、そしてなにより子どもの悲しみや苦悩に寄り添う姿、子どもを信頼しきる姿、そして学校づくりは子どもを真ん中に据えた親と教師と子どもの共同作業という視点は、日本の民間教育研究運動が蓄積してきた子ども観、発達観、教育指導観、学校観をまっすぐに受け継いでいます。

思えば、私たち日本の教師は「子どもの権利条約」の前に日本国憲法や、児童憲章や世界人権宣言、国際人権規約などがあったことを知っています。

「子どもの権利条約」は子どもを「保護される対象」から「権利行使の主体」へと子ども観を発展させました。堀尾輝久氏が強調しているように、それもこれらの宣言や規約、そして憲法から必然的に導かれる視点です。日本が世界に誇る民間教育研究活動が育み、伝えてきた知恵と良心が息づいているこの本をお勧めします。